

○選定療養費に関する事項

- ・健康保険法の規定により、厚生労働省が定める状態にある患者さんを除き、同入院料を算定する（他医療機関からの転院も含む）通算の入院期間が 180 日を超える日より保険外併用療養費（選定療養費）のご負担が発生します。

選定療養費 1 日につき 1,500 円（税込 1,650 円）

○特別療養環境の提供に関する事項

- ・個室料 1 日につき 1,200 円（税込 1,320 円）

Q 病棟 153 号室・155 号室・156 号室・157 号室・158 号室・160 号室

B1 病棟 101 号室・102 号室・103 号室・105 号室・106 号室・107 号室

B2 病棟 201 号室・202 号室・203 号室・205 号室

C1 病棟 102 号室・103 号室・105 号室・112 号室・113 号室・115 号室

C2 病棟 202 号室・203 号室・205 号室・212 号室・213 号室・215 号室

- ・個室料 1 日につき 3,000 円（税込 3,300 円）

C3 病棟 302 号室・303 号室・305 号室・306 号室・307 号室・308 号室

○診療報酬の明細書発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

また、平成 30 年 4 月 1 日より、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書の無料発行を行う事と致しました。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査等の名称が記載されます。その点のご理解をいただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への明細書発行も含めて希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

○医療情報取得加算について

当院ではマイナンバーカードによる保険証の確認およびオンライン資格を行なう体制を有しています。受診した際に、マイナンバーカードによる保険証の確認とともに薬剤情報や特定健診情報、その他必要な情報の取得に同意いただいた方に対してはその情報を活用し診療を行ないます。

○基本診療料の施設基準等

- ・精神科急性期治療病棟入院料 1
- ・精神療養病棟入院料
- ・認知症治療病棟入院料 1
- ・地域一般入院料 3
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算 1
- ・精神科地域移行実施加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・精神科急性期医師配置加算 2 の口
- ・感染対策向上加算 3

○特掲診療料の施設基準等

- ・C T撮影
- ・精神科作業療法
- ・精神科デイケア（大規模・小規模）
- ・精神科ショートケア（大規模・小規模）
- ・認知症患者リハビリテーション料
- ・医療保護入院等診療料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・脳波検査判断料 1
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・入院ベースアップ評価料（20）

- ・CAD/CAM冠
- ・有床義歯咀嚼機能検査 1 の口及び咀嚼能力検査
- ・歯科疾患管理料の注 11 に規定する総合医療管理加算及び
歯科治療時医療管理料
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

○食事療養の内容及び費用に関する事項

当院は、入院時食事療養費（I）に係る届出を行なっており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しています。

	項目	料金	要件・内容
入院時食事療養費 (I)	(1) (2) 以外の食事療養を行う場合	1食につき 670円	1日につき3食を限度として算定
	(2) 流動食のみを提供する場合	1食につき 605円	流動食（市販されているものに限る）のみを経管栄養法により提供
	特別食加算	1食につき 76円	医師の発行する食事せんに基づき特別食を提供
	食堂加算	1日につき 50円	食堂において食事療養を実施